しずおか農林水産物認証制度実施要領

（趣旨）
第１条　この実施要領は、しずおか農林水産物認証制度実施要綱に基づき、認証制度の運営に必要な事項を定める。

（申請の手続き）
第２条　要綱第４条の規定により認証申請を行う者は、原則として品目ごとに、別紙様式第１号により申請書を作成し知事に提出するものとする。

（認証基準）
第３条　要綱第５条に規定する認証基準は別表のとおりとする。

（認証審査）
第４条　知事は、申請書を受理した後、書類審査及び現地審査を行うものとする。
２　知事は、現地審査を終了した後、速やかに別に定めるしずおか農林水産物認証審査会（以下、「認証審査会」という。）を開催するものとする。
３　認証審査会の構成及び運営については別に定める。

（認証の通知）
第５条　知事は、要綱第５条の規定により認証を行った場合は、別紙様式第２号により申請者に対してその旨を通知するものとする。
２　認証要件を満たさないと判定した場合は、知事はその理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（認証の登録）
第６条　知事は、別紙様式第３号により認証取得者台帳を整備するものとする。

（認証マーク）
第７条　要綱第６条に規定する認証マークの規格、使用方法等については、別に定める「しずおか農林水産物認証制度マーク使用規定」のとおりとする。
２　認証取得者は、認証マークを積極的に使用して認証制度の周知に努めるものとする。

（認証の更新）

第８条　要綱第７条に規定する認証の更新を受けようとする場合は、認証有効期間が満了する日の３か月前までに、別紙様式第１号により知事に申請するものとする。

２　前項に関わらず、認証の更新を希望する者は、別紙様式第１号により知事に申請できるものとする。

３　知事は、認証の更新申請を受理した後、第４条の認証審査に準じて更新審査を行い、更新の可否を判定するものとする。なお、ＪＧＡＰ等の認証を受けており、かつＪＧＡＰ等の認証を継続する意思のある者については、申請日に有効なＪＧＡＰ等の認証書等の写しを提出させることにより、現地審査及び書類審査を免除させることができるものとする。

４　知事は、前項の現地審査等免除について、申請書類に不備が認められた場合、補足・訂正を求めることができるものとする。

５　知事は、前項の判定結果を、申請者に対して第５条に準じて通知するものとする。

（定期監査）

第９条　要綱第８条に規定する定期監査とは、県農林事務所及び水産・海洋技術研究所（以下「出先機関」）が原則として年に１回行う書類監査及び現地監査をいう。

２　現地監査は、認証取得者の生産現場等において、取組状況がわかる記録等を認証基準と照合することにより行う。

３　監査員は原則２名以上とし、人数は認証取得者の経営品目や経営体数等を勘案して決定する。

４　監査員は、取組状況に改善の必要があると認めたときには、認証取得者に改善を指示する。

５　監査員は、改善の内容により対処期間を設け、その期間が経過した後には速やかに監査する。

６　監査員は、定期監査実施状況報告書を作成する。

７　出先機関の長は、定期監査実施結果報告書に必要に応じて監査対応報告書を添えて食と農の振興課長へ送付する。

（誓約書の提出）

第 10 条　認証取得者は、要綱第 10 条に規定する遵守事項について、知事に誓約書を提出するものとする。

（認証の取消し）
第 11 条　知事は、要綱第 11 条により認証を取り消した場合、理由を付して当該生産者に通知するものとする。

（認証の辞退）
第 12 条　認証取得者が、有効期間中に認証を辞退しようとする場合は、別紙様式第４号により速やかに届け出なければならない。

附則　この要領は平成 18 年　６月　９日から施行する。
附則　この改正は平成 18 年 12 月　５日から施行する。
附則　この改正は平成 20 年　４月 18 日から施行する。
附則　この改正は平成 23 年　８月 25 日から施行する。
附則　この改正は平成 28 年　４月　１日から施行する。
附則　この改正は平成 29 年　６月 30 日から施行する。
附則　この改正は平成 30 年　４月　１日から施行する。
附則　この改正は令和　２年　２月 10 日から施行する。
附則　この改正は令和　２年　６月 17 日から施行する。
附則　この改正は令和　３年　２月 26 日から施行する。
附則　この改正は令和　４年　５月　９日から施行する。